

豊見城市産婦健康診査事業の開始について（お知らせ）

豊見城市では令和2年10月1日より、産婦健康診査の費用助成を開始することとなりました。県外にて産婦健康診査（定められた内容による）を受診された場合は、償還払い（助成限度額の範囲内）の対応となります。

詳細については、別紙「産婦健康診査契約外医療機関等で受診する際の自己負担費用の償還払い（払い戻し）について」をご確認ください。

ご不明な点は下記までお問合せください。

【産婦健康診査受診から費用助成（償還払い）までの流れ】

1、出産後、医療機関等において産婦健診のご予約（令和2年10月1日以降助成対象）

※産婦健康診査受診票の検査項目すべての実施が可能かご確認ください

定められた内容の受診が無い場合、助成の対象外となります。

2、産婦健診受診（産後2週間頃、産後1か月頃 各1回ずつ）

（受診時お持ちいただくもの）

産婦健康診査受診票、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票

産婦健康診査実施機関あて依頼文書

※受診にかかる費用は一度自己負担をお願いいたします

※結果記入後の受診票、領収書は償還払い申請の必要書類です

3、申請に必要な書類をそろえ、子育て支援課にて償還払い申請

※豊見城市では、産婦さんと赤ちゃんの健康を守るため、産婦健診実施機関と連携しながら各種支援を行うことがあります。

（お問合せ先）

豊見城市 子育て支援課 TEL098-850-0143

〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1